第

5 7 5 8

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2017年)$ 平成29年 7月 21日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## 4 災害見舞金

**Q**:熊本地震で被害を受けた得意先に見舞金を支出しました。どのような取扱いになりますか?

A:取引関係を維持するために支出した災害見舞金は、交際費には該当しません。

## 【解説】

会社が得意先などに対し、慶弔禍福のために支出する費用は、原則として、交際費として扱われます。

しかし、取引先に対する災害見舞金については、取引先への贈答というよりも、取引先の救済により損失を回避する費用であると考えられます。

このことから、災害見舞金は、取引先との 被災前の取引関係の維持や回復のためのもの であり、被災後相当期間内に支出したもので あれば、交際費に該当しないこととされてい ます。

また、この場合の相当期間とは、取引先が 通常の営業再開に向けての復旧過程である期 間内とされています。

なお、災害見舞金に該当するものには、現 金の他、次に掲げる資産も含まれます。

- ①自社の製品を取り扱う得意先に対して、災害により滅失及び損壊した商品を補填する ための自社製品
- ②事業用資産
- ③被災した従業員の福利厚生のための資産







